

『とめ地域サポート商品券事業』実施要領

1. 目的：物価高騰の影響を受けている市民の家計負担の軽減と地域事業者に対する支援を目的に、全市民に商品券を配布する。
2. 事業主体：登米地域商工会連絡協議会（登米中央商工会・登米みなみ商工会・みやぎ北上商工会）
3. 商品券：お一人様1セット10,000円分（1,000円券×10枚綴）
（内訳）地元券（一般小売店等）7枚（7,000円）
共通券（一般小売店等・大型店併用）3枚（3,000円）
※一般小売店等とは、地元のお店（地元資本の小売・飲食店等）を指し、大型店とは、大規模小売店舗立地法に伴う店舗面積1,000㎡を超える大規模小売店舗（地元資本の店舗を除く）又は、県外に店舗を展開する全国チェーン店をいう。但し、フランチャイズ店やボランタリーチェーン店は一般小売店等とみなす。
4. 配布対象者：登米市内全市民（令和8年2月1日時点 住民登録者）
※商品券は、登米市から世帯主へ世帯分をまとめて郵送する。
5. 商品券発行額：約7億1,500万円（10,000円×約71,500人）
6. 取扱店：登米市内に事業所・店舗等を有する事業者
※取扱店は商品券に同封される「取扱店一覧」（令和8年1月30日まで申込必要。）、各商工会ホームページ、店頭に掲示する「取扱店証」等で市民に周知します。
7. 使用期間：令和8年3月1日（日）～6月30日（火）（使用期間後は無効）
8. 使用方法：取扱店で現金と同様に使用できます。（お釣りは出さない。）
9. 使用対象：取扱店の商品及びサービス等
（診療報酬も患者負担分は使用対象とします）
※商用決済資金、切手・印紙・プリペイドカード、その他商品券等換金性の高い物、不動産、金融商品は対象外とします。
※なお、取扱店で使用できない商品等がある際は、取扱店側でお客様に周知願います。
10. 換金受付期限：令和 8年 7月15日（水）
11. 換金方法：指定口座へ振込により換金する。（換金手数料は、無料）
※取扱店は、市内商工会本所・支所の窓口で回収した商品券を持参し、換金手続。
※換金は、換金請求書に換金枚数を記入し、回収した商品券と共に商工会に持参。
※換金する商品券の裏面には、必ず事業所名を明記（ゴム印等）。
※取扱店への振込は月2回。
※締切日は、原則毎月15日（月末振込）・30日（翌月15日振込）。
締切日、振込日が土日・祝日の場合は、翌営業日。
12. 遵守事項：本事業の性質上、取扱店間での商品券の使い回しは、厳禁。
13. 偽造防止：①商品券表面にホログラム加工を施しております。
②商品券をコピーすると裏面に「複写」の文字が浮き出します。
◎偽造された商品券は換金できませんので、受け取りの際は注意願います。
◎偽造された商品券と判別した場合は、受け取りを拒否し、商工会へ連絡願います。